平成２６年（フ）第２１６号
山形市緑町１丁目４番５号　みどりハイツⅡ102号
債務者　折原　亜紀（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
山形県村山市楯岡笛田２丁目17番39―７号
債務者　渋谷　理子（旧姓安藤・遠藤）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
山形市城北町１丁目１番11―101号　グリーン霞城
債務者　高橋　俊博
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２号
和歌山県西牟婁郡白浜町3148番地の38　白浜なぎさホーム308号
債務者　小松ちひろ
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４号
島根県出雲市平田町2487番地４　リバーサイドビル302
債務者　飯塚　尚子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５号
島根県大田市静間町７番地１
債務者　齊藤久美子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３９４号
静岡県駿東郡長泉町上土狩477番地の１　テルツァ上土狩102号、前住所静岡県三島市富士見台16番地の５
債務者　山鹿　義明
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
熊本県八代市上片町1217番地１　D201
債務者　松本　裕樹
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１４号
東京都町田市木曽東４丁目11番イ11―308号
債務者　元木　裕一
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９９４号
横浜市都筑区大丸23番４―101号
債務者　長内　千秋
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１２７号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂１丁目５番12号　ランドヒルズ茅ヶ崎202
債務者　上村　雅美
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５号
横浜市港南区下永谷２丁目５番17号　ウインディア笠原101
債務者　加瀬さゆり
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６号
神奈川県藤沢市亀井野497番地　湘南ハイム104
債務者　関　　俊介
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第２３６号
大阪市住吉区長居３丁目２番26―1103号、申立時の住所和歌山市黒田269番地の４　中野ハイツ302号室
破産者　晴川　真衣
1　主文　当裁判所が平成26年11月20日午後３時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「和歌山市黒田269番地の４　中野ハイツ302号室」とあるのを「大阪市住吉区長居３丁目２番26―1103号、申立時の住所和歌山市黒田269番地の４　中野ハイツ302号室」と更正する。
2　決定年月日　平成27年２月５日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第２０００号
名古屋市名東区高社１丁目263番地
破産者　ビジネスメイク協同組合
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４５号
大阪市城東区鴫野東２丁目１番15号
破産者　倉本建設工業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部